

厚生労働省告示第83号(平成21年3月13日)第1項で厚生労働大臣が定める地域

《中山間地域等(小規模事業所):宮崎県》

市町村	対象地域
宮崎市	高岡町紙屋1～465、高岡町上倉永1095～1109、1274～1332、3745～3909、高岡町浦之名4910-58、4911～5089、高岡町浦之名4896～4910-39、4910-58～4910-114、田野町乙13573～13953、田野町乙478、483～660、661～865、869～966、968～1311、1314～1659、田野町乙11482～12306、田野町乙13058～13572、高岡町(紙屋村、穆佐村に限る)
都城市	高城町、御池町、夏尾町、高野町1239～1641、美川町1970～2673、安久町3688～4250、3270～3612、高崎町四家の一部、高城町有水の一部
日南市	全域 (大字宮浦、大字富士、大字伊比井、大字酒谷甲、大字酒谷乙、大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大久保(字通水、札ノ尾、茶円、仮屋、寺村、南平、宿之河内に限る。)を除く)
日向市	大字平岩3555～4276、4282～5084、美々津5389～6107、2600、23～116、2330-1
串間市	全域 (大字本城、大字崎田、大字都井、大字大納、築島、大字奴久見、(字赤石、崩元、牧ノ谷、石山、大迫、夫婦石、大丸、葛ヶ迫、山ノ神、垂門、斜木、古竹、黒土田、小宇戸、高田、松ノ本、管牟田、大谷、迎ノ原、柳原、松船に限る。)及び大字大矢取(字松頭、向原、前畑、牧内、轟ヶ谷、松ヶ谷、佛槿に限る)を除く)
西都市	全域 (大字加勢、大字藤田、大字上三財、大字下三財、大字寒川、大字三納、大字平郡、大字上揚、大字銀鏡、大字八重、大字中尾、大字尾八重を除く)
えびの市	全域
南郷町	全域 (大島を除く)
高原町	全域
野尻町	全域
国富町	森永、須志田西、堀内、粉木、中別府、井水(深年3805、3807、3822、4015に限る)、狩野、法ヶ岳
川南町	大字川南1988番地7、5350番地1、2399番地1、26216番地、5516番地
都農町	轟、芋川、舟川
門川町	全域
高千穂町	全域 (大字岩戸、大字上岩戸、大字田原、大字河内、大字五力所を除く)